

令和8年 第2回 臨時会

報告 議案 参考資料

報告第2号

専決処分の報告について

(野遊びSDGs拠点(仮称)拠点棟整備工事の請負契約を変更する契約の締結)

変更となる金額が契約金額の10分の2以内であり、3,000万円を超えないため、議会において市長の専決処分事項に指定されている事項に該当することから、令和8年3月30日に専決処分を行いました。

市長の専決処分事項の指定について(抜粋)

議会の議決を経た契約又は財産の取得若しくは処分に関し、その金額又は面積の10分の2以内(金額については、その10分の2に相当する額が3,000万円以内である場合に限る。)の変更をすること。

1 変更金額内訳

	変更前契約額	減額分	変更後契約額
工事価格等	516,202,000円	▲6,607,000円	509,595,000円
消費税相当額	51,620,200円	▲660,700円	50,959,500円
請負工事費等	567,822,200円	▲7,267,700円	560,554,500円

2 工事請負契約を変更する契約の概要

本契約変更は、構造安全性の確保のための屋根の仕様変更、電気設備及び機械設備その他の仕様を変更するため変更契約を締結したものです。

(1) 屋根仕様変更

- ア 軒天落下防止のための安全対策による増
- イ 塗装方法変更による減

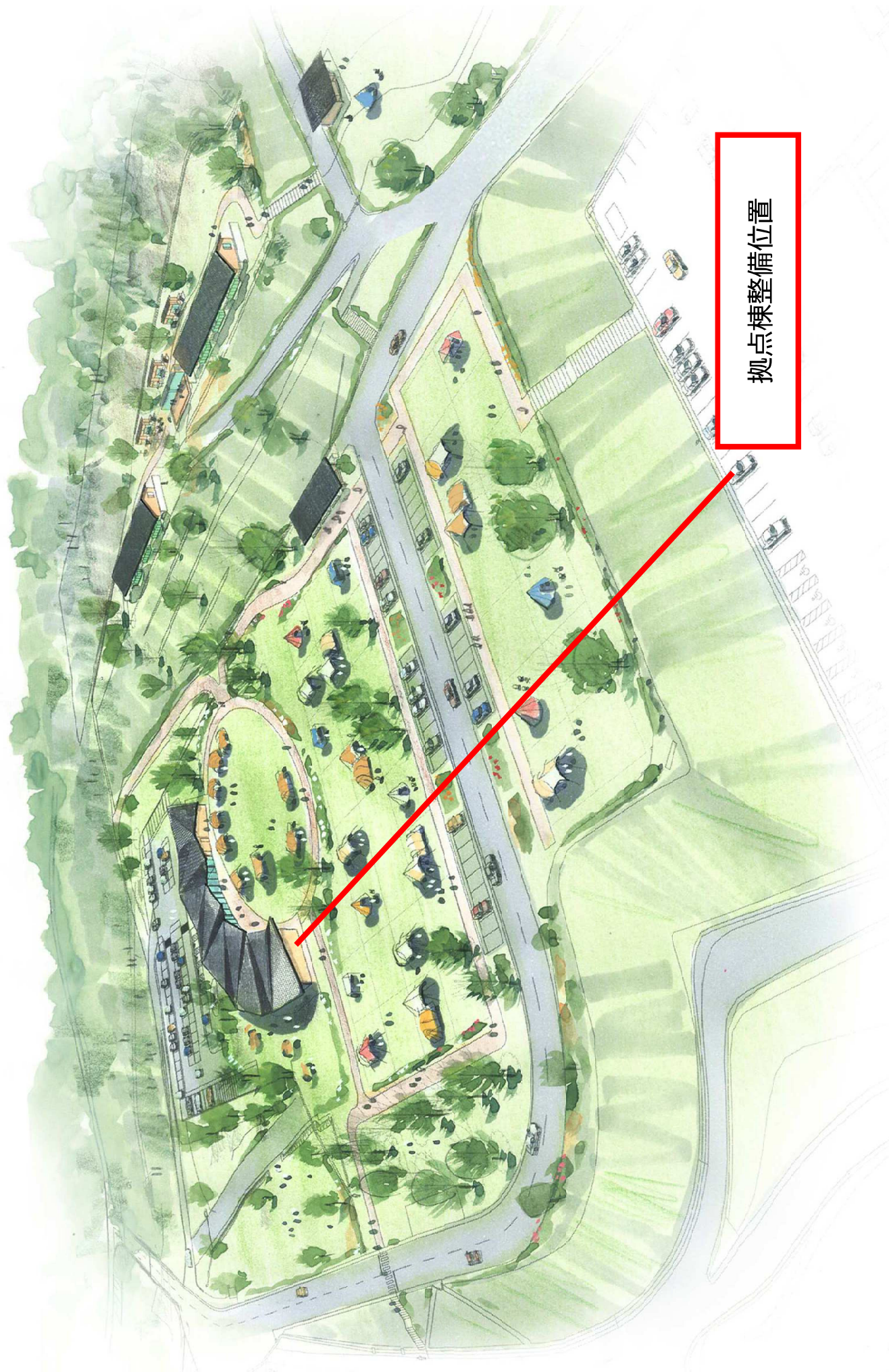
(2) 電気設備及び機械設備仕様変更

- ア 電気設備の部材変更による減
- イ 電気配管等の数量精査による減

(3) その他

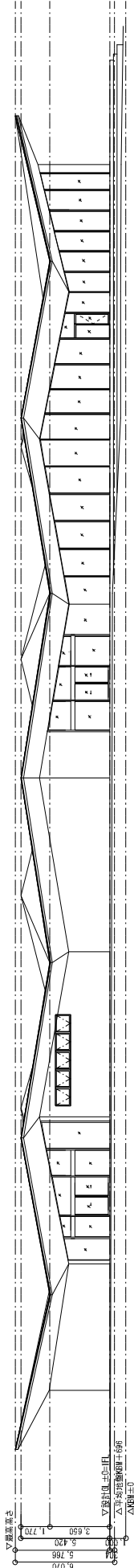
- ア 内部仕上げ変更による減
- イ 看板装飾等見直しによる減

完成予想図

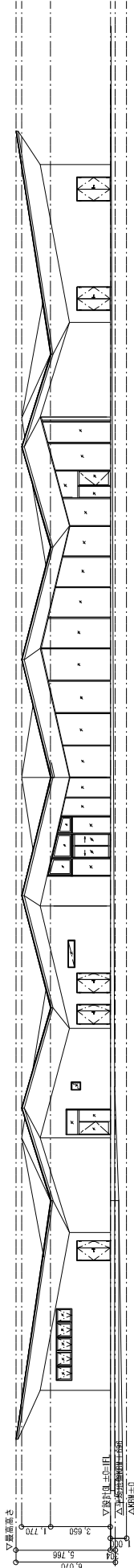


拠点棟整備位置

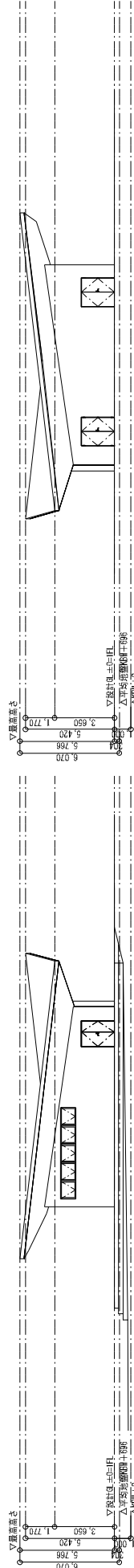
立面図



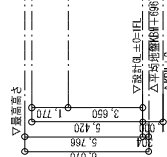
北立面図



南立面図



西立面図



東立面図



株式会社 野遊び推進拠点施設(拠点棟)整備工事
 〒13079号 野遊び推進拠点施設(拠点棟)整備工事
 株式会社 野遊び推進拠点施設(拠点棟)整備工事

野遊び推進拠点施設(拠点棟)整備工事

DATE	2025. 3	DRAWING NAME	立面図
PROJECT	野遊び推進拠点施設(拠点棟)整備工事	CLASS	A 3-1/250
DESIGNER	野遊び推進拠点施設(拠点棟)整備工事	PROJECT	A 3-1/250
ARCHITECT	野遊び推進拠点施設(拠点棟)整備工事	PROJECT	A 3-1/250

報告第3号

専決処分の報告について

(野遊びSDGs拠点(仮称)附属棟等整備工事の請負契約を変更する契約の締結)

変更となる金額が契約金額の10分の2以内であり、3,000万円を超えないため、議会において市長の専決処分事項に指定されている事項に該当することから、令和8年3月30日に専決処分を行いました。

市長の専決処分事項の指定について(抜粋)

議会の議決を経た契約又は財産の取得若しくは処分に関し、その金額又は面積の10分の2以内(金額については、その10分の2に相当する額が3,000万円以内である場合に限る。)の変更をすること。

1 変更金額内訳

	変更前契約額	増加分	変更後契約額
工事価格等	314,712,000円	11,019,000円	325,731,000円
消費税相当額	31,471,200円	1,101,900円	32,573,100円
請負工事費等	346,183,200円	12,120,900円	358,304,100円

2 工事請負契約を変更する契約の概要

本契約変更は、機械設備及び電気設備の仕様変更、岩石を含む残土処分量の増加並びに植栽等の外構工事等の仕様を変更するため変更契約を締結したものです。

(1) 機械設備及び電気設備仕様変更

浄化槽等設備の仕様変更による増

(2) 岩石を含む残土処分

掘削時残土処分の仕様及び数量変更による増

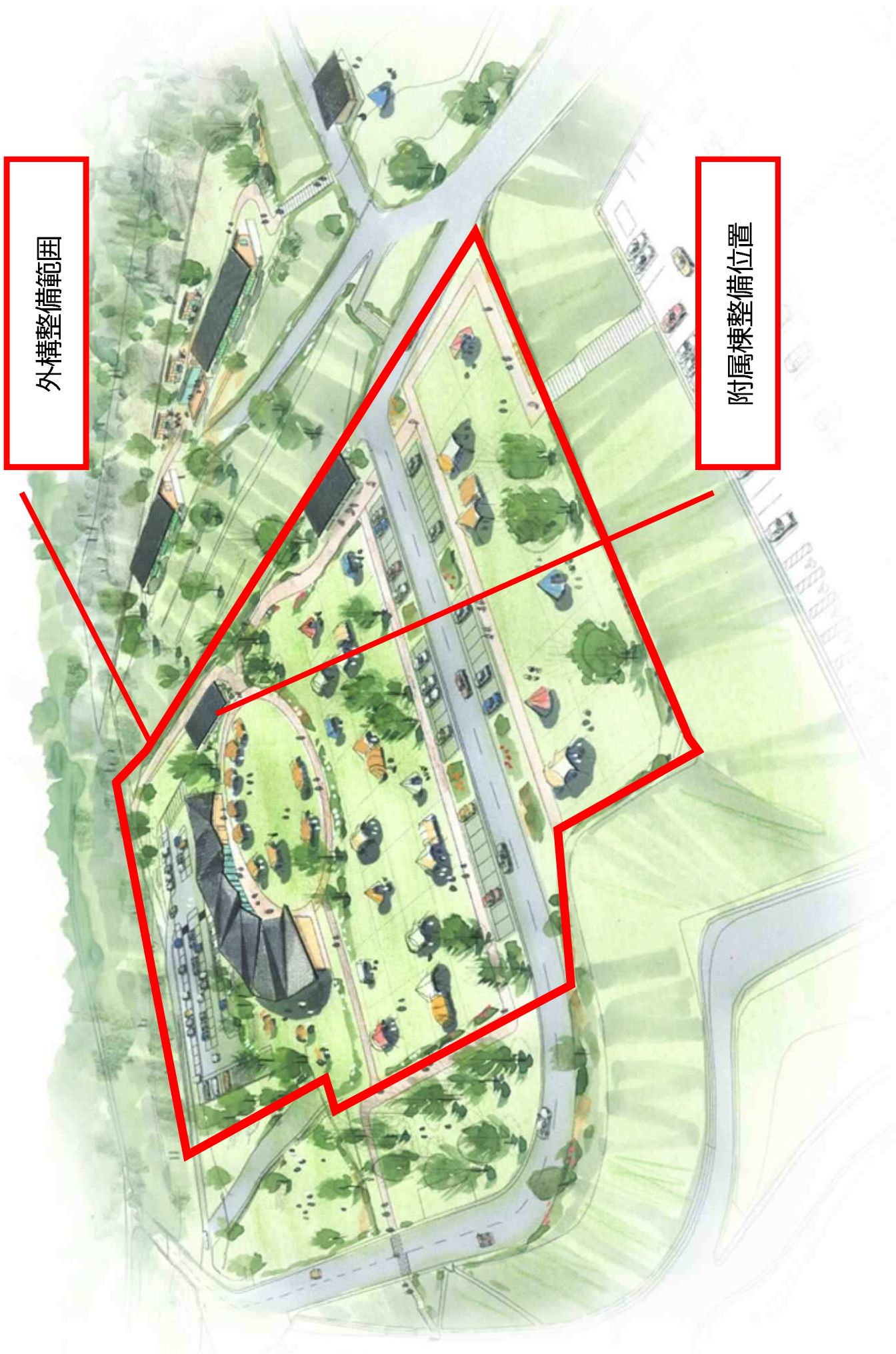
(3) その他

ア 電気設備見直しによる減

イ 植栽部客土入替数量変更による減

ウ 舗装仕様及び数量変更による減

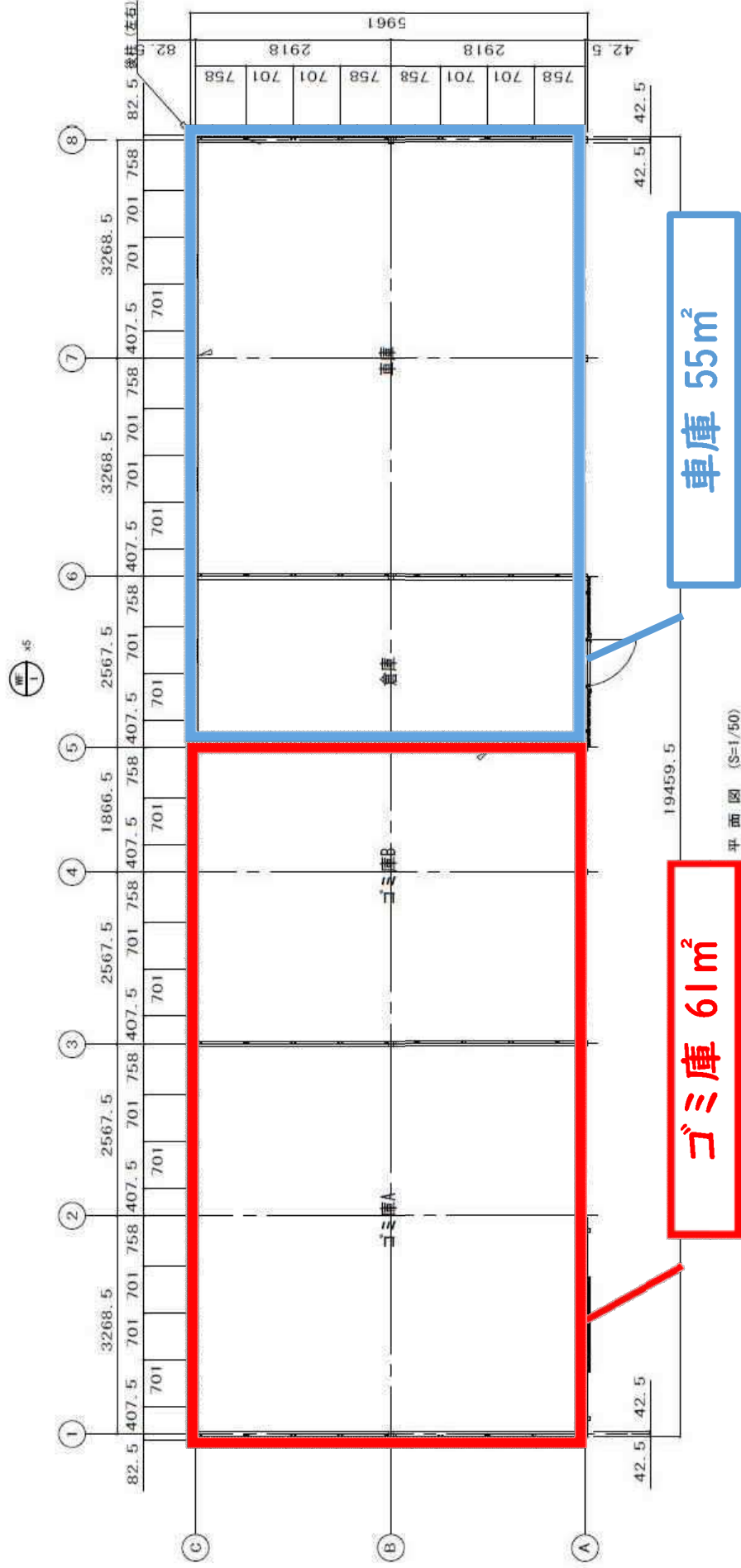
完成予想図



外構整備範囲

附属棟整備位置

附属棟用途



ゴミ庫 61m²

車庫 55m²

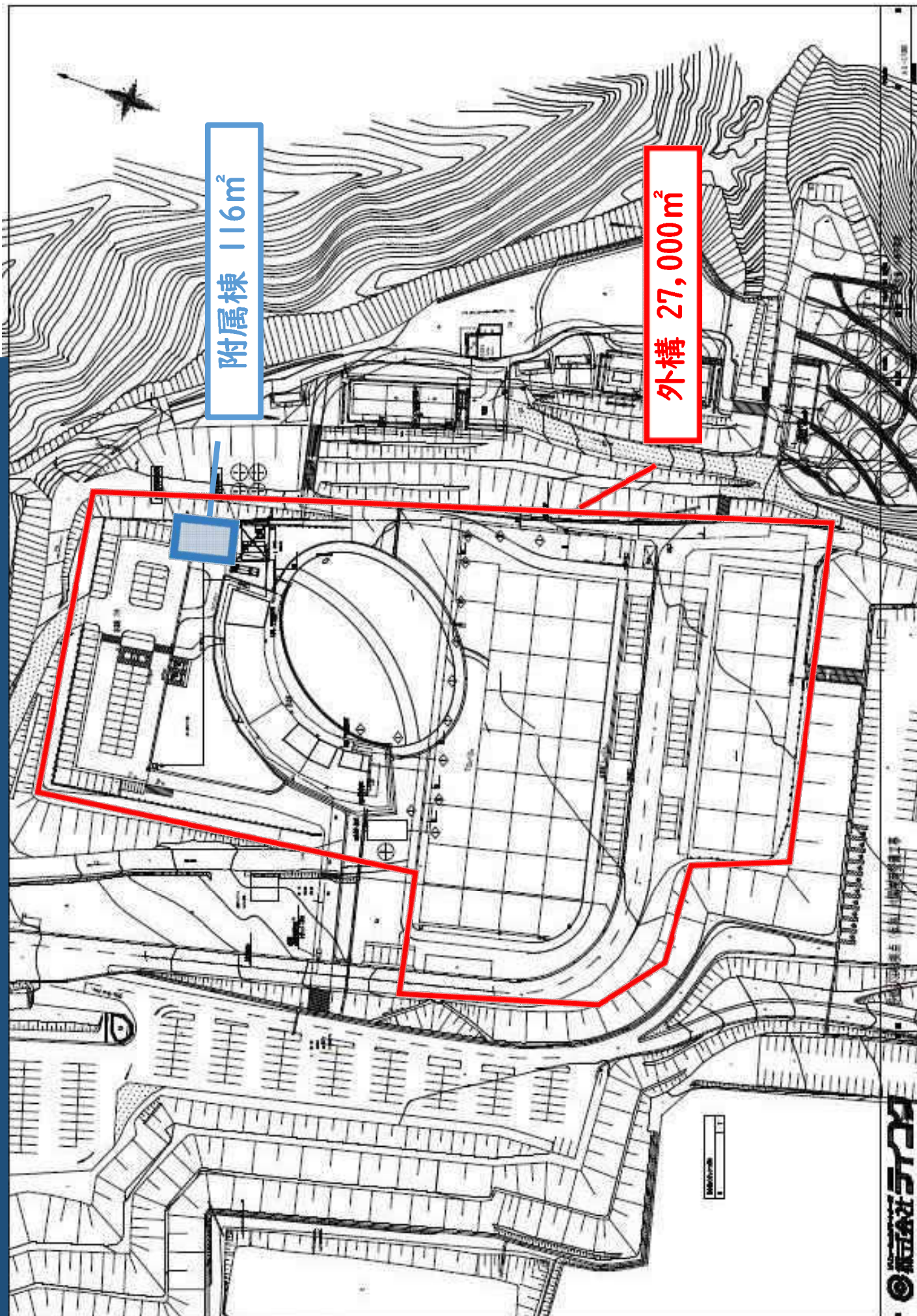
全体 116m²

野遊びSDGs拠点（仮称）附属棟等整備工事

設備

STAFF

外構図



附属棟 116m²

外構 27,000m²

報告第4号

専決処分の報告について

(大安スポーツ公園体育館耐震補強及び長寿命化工事の請負契約を変更する契約の締結)

変更となる金額が契約金額の10分の2以内であり、3,000万円を超えないため、議会において市長の専決処分事項に指定されている事項に該当することから、令和8年3月31日に専決処分を行いました。

市長の専決処分事項の指定について（抜粋）

議会の議決を経た契約又は財産の取得若しくは処分に関し、その金額又は面積の10分の2以内（金額について、その10分の2に相当する額が3,000万円以内である場合に限る。）の変更をすること。

1 変更金額内訳

	当初契約額	増加分	変更後契約額
工事価格等	655,000,000円	13,709,000円	668,709,000円
消費税相当額	65,500,000円	1,370,900円	66,870,900円
請負工事費等	720,500,000円	15,079,900円	735,579,900円

2 工事請負契約を変更する契約の概要

本契約変更は、外部足場工の増設、屋根劣化部分の補修箇所の追加、防球ネットの交換等による工事費の精査を行うもので、当初契約金額の範囲内で追加工事や工法を見直し、設計との照査を行い調整を行ってきましたが、当初契約金額の範囲に収まらなかったため、変更契約を締結したものです。

(1) 外部足場工の増設

ア 外周部分の足場を増設

(2) 屋根劣化部分の補修箇所の追加

ア 屋根の軒部分の補修

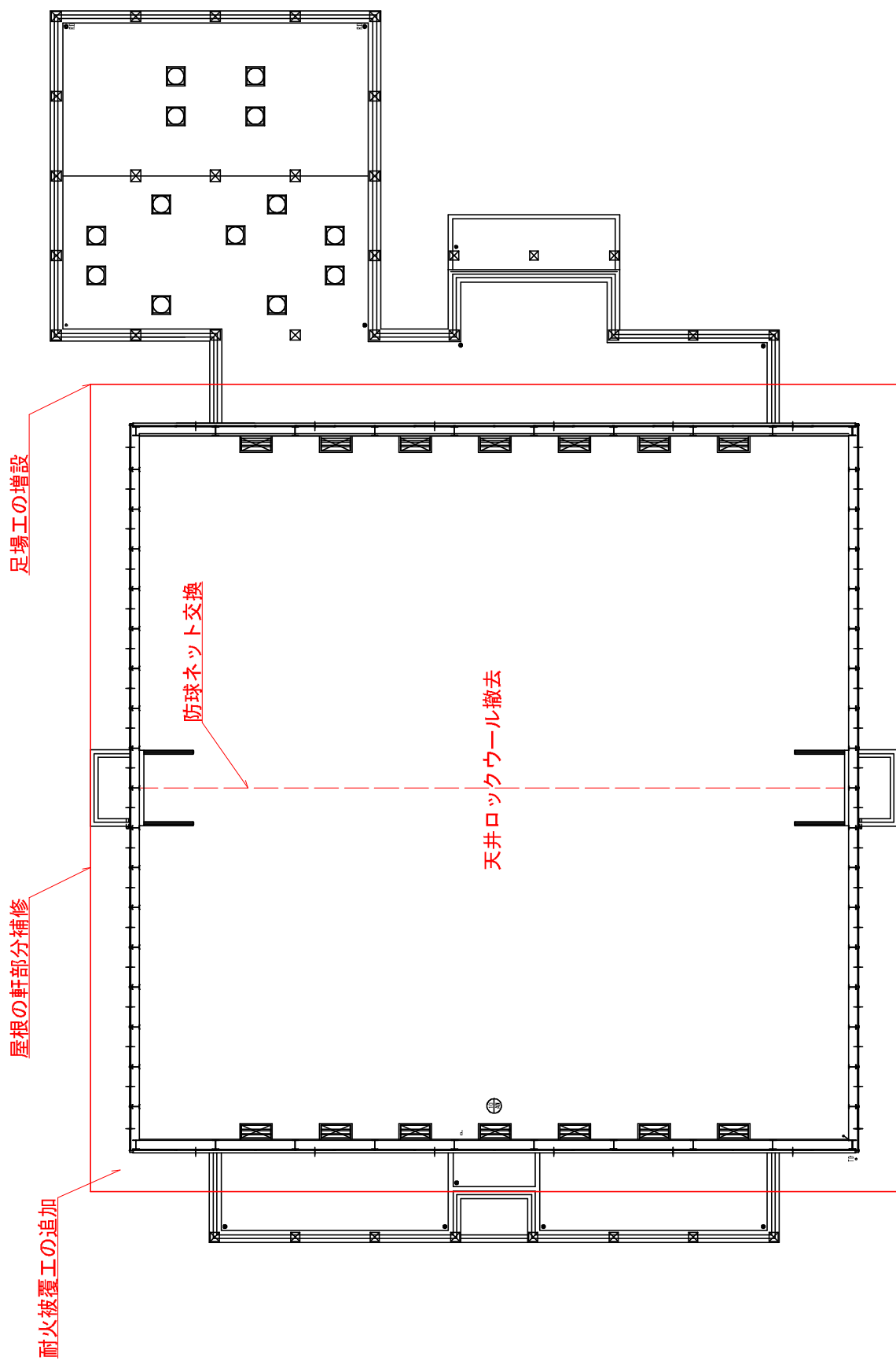
イ 吹付ロックウールの撤去範囲の増加

ウ 耐火被覆（ロックシール）の追加

(3) 防球ネットの交換

ア アリーナの防球ネットの交換

大安スポーツ公園体育館耐震補強及び長寿命化工事



承認第2号

専決処分の承認を求めることについて
 (いなべ市税条例の一部を改正する条例)

改正の原因となる法律の公布が令和8年3月31日であり、令和8年4月1日から改正条例を施行するためには議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき令和8年3月31日に専決処分を行いましたので、その承認を求めるものです。

1 個人市民税

(1) 所得割の課税標準（第33条）

特定大口株主配当等の特定配当等への追加に伴う、所得割の課税標準変更

原則として、上場株式等の配当等には支払時に5%の住民税（市町村民税と道府県民税）が徴収され、納税義務者は「申告不要」、「総合課税」、「申告分離課税」のいずれかを選択することができる。

しかし、納税義務者が自己の同族会社である法人と合計した株式保有割合が3%以上となる内国法人から支払を受ける上場株式等の配当等（特定大口株主配当等）は、「総合課税」が義務付けられているとともに、支払時の住民税の徴収の対象外とされていた。

今回の地方税法の改正により、当該配当等についても、支払時に住民税を徴収する仕組みへと変更されるが、引き続き総合課税を維持するため、所要の改正を行う。

	配当等の支払時	課税方式
一般の株主等	住民税5%（市町村民税と道府県民税）を特別徴収	次のいずれかを納税義務者が選択 ・申告不要・申告分離課税 ・総合課税
特定大口株主等	住民税の特別徴収なし ⇓ 住民税5%（市町村民税と道府県民税）を特別徴収へ変更	総合課税のみで変更なし

※「特定配当等」とは税率が分離され、源泉徴収される配当のこと。

※法人税法上の同族会社：発行済株式の50%超を、上位3位までの株主一族（親族や支配下にある法人を含む）が占めている会社をいう。

(2) 個人市民税住宅借入金等特別税額控除の延長（附則7条の3の2）

住宅借入金を有する場合の所得税額の特別控除について、適用期限を令和12年12月31日まで5年間延長し、令和12年12月31日までに入居した方を対象とする。（現行：令和7年12月31日→改正後：令和12年12月31日）

(3) 肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例(附則第8条)

肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長（現行：令和9年度→改正後：令和12年度）

肉用牛生産農家の経営の安定を目的とした特例措置。指定を受けた食肉卸売市場等で肉用牛を売却した際、1頭当たりの売却価額が100万円(交雑種80万円、乳用種50万円)未満であり、かつ、年間の売却頭数が1,500頭以内である場合、その売却所得に係る住民税の所得割が免除される。


(4) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例（附則第17条の2）

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長（現行：令和8年度→改正後：令和11年度）

2 軽自動車税

軽自動車税(環境性能割)が令和8年3月31日をもって廃止されることに伴い、軽自動車税(種別割)について、軽自動車税に名称を変更する。

環境性能割については、米国の関税措置がわが国の自動車産業に及ぼす影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を速やかに図るとともに自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため廃止されることになった。

	R8. 3. 31 まで		R8. 4. 1 から
軽自動車税	環境性能割 (50万円を超える三輪以上の軽自動車の購入時等に課税)		廃止 (当面減収分は国が補填)
	種別割 (軽自動車の所有者に課税)		軽自動車税(名称変更) (軽自動車の所有者に課税)

承認第3号

専決処分の承認を求めることについて

(いなべ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

改正の原因となる政令の公布が令和8年3月31日であり、令和8年4月1日から改正条例を施行するためには議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき令和8年3月31日に専決処分を行いましたので、その承認を求めるものです。

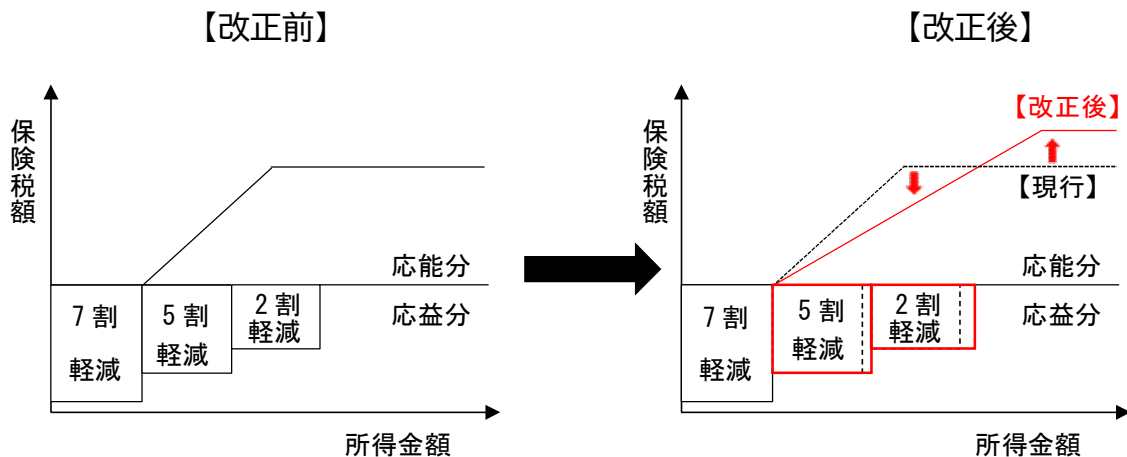
1 政令改正

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和8年政令第83号）が令和8年3月31日に公布され、同年4月1日から国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額及び国民健康保険税の減額基準が引き上げられた。

2 国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額の引上げ

(1) 目的

国民健康保険税の課税限度額を引き上げずに保険税率を引き上げた場合、高所得層負担は変わらないため中間所得者層の負担が重くなる。課税限度額を引き上げることにより中間所得者層の負担軽減を図るとともに、所得に応じた負担の平準化を図ることを目的とする。



(2) 改正内容

国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額を1万円引上げる。

令和7年度		⇒	令和8年度	
医療分	66万円		医療分	<u>67万円</u>
後期分	26万円		後期分	26万円
介護分	17万円		介護分	17万円
			子ども分	3万円
計	109万円		計	<u>113万円</u>

下線部分が今回改正分

3 国民健康保険税の減額基準の引上げ

(1) 目的

低所得者層の負担の軽減を図ることを目的とする。

(2) 改正内容

① 7割減額の基準額 (改正なし)

令和7年度	⇒	令和8年度
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)		43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)

② 5割減額の基準額

令和7年度	⇒	令和8年度
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) +30万5千円×被保険者数		43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) <u>+31万円</u> ×被保険者数

③ 2割減額の基準額

令和7年度	⇒	令和8年度
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) <u>+56万円</u> ×被保険者数		43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) <u>+57万円</u> ×被保険者数

下線部分が今回改正分

議案第35号

令和8年度いなべ市一般会計補正予算（第1号）

4月補正予算の事業内容は、下記のとおりです。

記

	(補正額)	予算書
1 資産税賦課事業（資産税課） （損害賠償請求対応事業）	358 千円	P11
<p>固定資産税の賦課徴収にかかる損害賠償請求事件について、判決の確定に従い、損害賠償金等を支払います。</p>		
2 地域産業振興事業（商工観光課）	37,604 千円	P11
グリーンクリエイティブいなべ推進事業【財源組替】	3,000 千円	
いなべカジュアルSDGs推進事業【財源組替】	1,500 千円	
<p>（INABE COMMONS BASE INNOVATION 事業）</p> <p>地域の活性化と地域内の経済循環の強化を目的として、地域産業の拠点施設「INABE COMMONS BASE」を整備するとともに、デジタル分野を中心とした人材育成に取り組めます。</p>		